

# 令和6年度 市民税・県民税（国民健康保険税）申告の手引き

## 申告書を提出しなければならない人

令和6年1月1日現在北上市に住所を有し、前年中(令和5年1月1日～令和5年12月31日)に所得があった人です。申告書及びこの手引きは、申告が必要と思われる人にお送りしています。

※ 申告書が届いた人で、前年中に収入が全くなかった場合は、収入がなかったことを電話等で御連絡ください。  
課税・所得証明書の交付を受けるためには、収入がなくても市民税・県民税の申告が必要となります。

## 申告書を提出しなくてもよい人

申告書が届いた人で次に該当する場合、市民税・県民税申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告をした人(還付申告を含む)。
- ② 勤務先から年末調整の給与支払報告書が北上市に提出されている人で、ほかに所得がない人。
- ③ 公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載された控除以外に控除の追加がない人。
- ④ 生計を一にしている親族から扶養されていて、前年中に収入がない人。

## 申告に必要なもの

- 1 申告書  
同封している申告書をお持ちください。
- 2 個人番号カード又は  
通知カードと本人確認書類（運転免許証等）
- 3 所得の内容が分かる資料
  - (1) 営業等所得のある人  
売上帳簿、仕入帳簿、経費明細書、領収書など収入や経費の内容が分かるもの。外交員の人は報酬支払調書。
  - (2) 農業所得のある人  
市場、農協等に出荷した証明書や経費の領収書等、収入や経費の内容が分かるもの。
  - (3) 不動産所得のある人
    - ・賃貸借契約書などの収入の金額及び収入年月日が分かるもの。
    - ・不動産の取得年月日及び取得金額の分かるもの。
    - ・借入金がある場合は、金融機関等の利息明細書。
    - ・修繕費の領収書、固定資産税の課税明細書などの経費の内容が分かるもの。上記(1)(2)(3)の所得がある人は、同封されている収支計算書をあらかじめ記入のうえお持ちください。  
記入せずに持参した場合、会場内で記入(計算)をお願いする場合がありますのでご了承ください。
  - (4) 給与所得のある人  
令和5年分の給与の源泉徴収票、給与明細書、または勤務先からの支払証明書。
  - (5) 公的年金等受給者  
公的年金等の受給者で、他に所得のある人または所得控除を受けようとする人は、公的年金の源泉徴収票。(支払通知書では申告できません)
  - (6) その他の所得のある人  
収入や経費の分かるものをお持ちください。
- 4 所得控除の内訳が分かる資料
  - 社会保険料控除
    - ・国民健康保険税領収書
    - ・介護保険料領収書
    - ・後期高齢者医療保険料領収書
    - ・国民年金保険料領収書、控除証明書
    - ・その他の保険料の払込が確認できる書類(領収書、口座振替通知等)
  - 生命保険料控除、地震保険料控除
    - ・生命保険料控除証明書
    - ・地震保険料控除証明書
  - 医療費控除
    - ・医療費控除の明細書(記入済みの明細書の持参がない場合受付できません)
  - 障害者控除
    - ・障害者手帳
    - ・戦傷病者手帳
  - 配偶者(特別)控除
    - ・配偶者の所得のわかるもの(源泉徴収票等)
- 5 その他参考となる資料  
前年税務署などで申告した人で今回、市の会場で申告しようとする人は、前年の収支計算書の控えを必ず持参してください。

※この申告の手引き及び申告書等は令和5年12月現在において作成したものです。地方税法等の改正により内容に変更が生じる場合もあります。

## 【郵送申告について】

必要事項をすべて記入し、署名した申告書は、郵便にて御返送ください。所得の内容が分かる資料、所得控除の内訳が分かる資料を添付し提出してください。資料が添付されていない場合、後日確認させていただく場合がありますので、電話番号を必ず記入してください。

※添付書類は原則返却しません。返送を希望する方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**申告期限は3月15日です。必ず期限内に申告してください。**  
**(市の申告会場及び日程は、封筒をご覧ください)**

— 申告についてのお問い合わせ先 —  
北上市役所 財務部市民税課賦課係  
TEL 0197-72-8209

## ●所得の種類、収入金額・必要経費

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに生じた所得を、事業（営業等・農業）、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林の各所得に区分し、申告書に記入します。

各種所得における収入金額は、前年1年間に収入の確定した金額です。例えば、販売代金の一部が未収でも、商品の引渡しが行われていれば全額が収入金額となります。また必要経費は、売上原価、その他収入を得るために直接要した費用の額です。

収入金額・必要経費の主な内容は下記のとおりです。

営業等	*収入金額…販売、製造、建設、飲食店、理・美容、サービス業、医師、弁護士、外交員などの事業等から生じる収入。 *必要経費…販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代、家賃、減価償却費など。
農業	*収入金額…米、野菜、果樹などの栽培、養蚕、家畜などの飼育、葉たばこ、酪農などから生じる収入。 *必要経費…種苗や肥料代、農薬代、飼育費、雇人費、租税公課、農機具の減価償却費など。
不動産	*収入金額…アパート、貸家、貸事務所、貸地の賃貸料など、不動産から生じる収入。 (田を他人に貸して米や現金で対価を受け取る小作料も含まれます。) *必要経費…租税公課、損害保険料、修繕費、減価償却費、借入金の利子など。
利子	*公社債、国外預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配金など。 *所得税において源泉分離課税されたものは、申告不要です。
配当	*収入金額…株式の配当、出資の配当、余剰金の分配、証券投資信託(公社債投資信託を除く)の分配金などの収入。 *必要経費…株式を買ったり、出資したりするために借り入れた負債の利子。
給与	*収入金額…給与、賃金、賞与など(日雇等の収入のある人は申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に記入してください) *所得の計算方法…裏面の給与所得金額の算出表を参照してください。
雑	「公的年金等」*公的年金等の収入金額…国民年金、厚生年金、恩給などの収入。 *所得の計算方法…下記の公的年金等所得金額の算出表を参照してください。
	「業務」*その他の収入金額…事業以外から生じた原稿料・講演料・シルバー人材センターから受ける報酬など。 *必要経費…講演などに伴う交通費など。
	「その他」*郵便年金、生命保険契約に基づく年金など、上記に当てはまらない収入。 *必要経費…保険・年金の掛金など。
総合譲渡	*収入金額…車両や機械の譲渡、特許権・著作権などの無形固定資産の譲渡、貴金属・砂利などの譲渡による収入。 *必要経費…譲渡資産の取得費や譲渡に要した費用など。
一時	*収入金額…賞金、懸賞当せん金、競馬の払戻金、生命保険契約に基づく一時金、立退料などの一時収入。 *必要経費…収入の生じた各行為ごとに要した経費。
分離譲渡	*収入金額…土地や建物などの不動産の譲渡、その上に存する権利の譲渡、株式等の譲渡による収入。 *必要経費…譲渡資産の取得費や譲渡に要した費用など。
山林	*収入金額…山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したりすることによる収入。 *必要経費…山林の取得に要した費用、育成費、管理費、伐採費や譲渡に要した費用。

※前年中に分離譲渡、山林所得のあった人は別表に記入が必要となりますので、申告時に申し出てください。

※前年中に収入の無かった人が申告する場合は、同封されている市民税・県民税申告書の裏面右下に現況を記入してください。

### 《給与所得金額の算出表》

給与収入金額(A)	給与所得
0～550,999円	0円
551,000～1,618,999円	(A) - 550,000円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～1,799,999円	{(A) ÷ 4 (千円未満は切捨て)} × 2.4 + 100,000円
1,800,000～3,599,999円	{(A) ÷ 4 (千円未満は切捨て)} × 2.8 - 80,000円
3,600,000～6,599,999円	{(A) ÷ 4 (千円未満は切捨て)} × 3.2 - 440,000円
6,600,000～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～	(A) - 1,950,000円

### 《公的年金等所得金額の算出表》

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額合計額(A)	【公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額】 1,000万円未満	【公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額】 1,000万円以上～2,000万円未満	【公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額】 2,000万円以上
65歳未満の人 (昭和33年1月2日以後生まれ)	0～1,300,000円	(A) - 600,000円 (600,000円以下は所得0円)	(A) - 500,000円 (500,000円以下は所得0円)	(A) - 400,000円 (400,000円以下は所得0円)
	1,300,001～4,100,000円	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円
	4,100,001～7,700,000円	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円
	7,700,001～10,000,000円	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円
	10,000,001円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
	65歳以上の人 (昭和33年1月1日以前生まれ)	0～3,300,000円	(A) - 1,100,000円 (1,100,000円以下は所得0円)	(A) - 1,000,000円 (1,000,000円以下は所得0円)
3,300,001～4,100,000円		(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円
4,100,001～7,700,000円		(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円
7,700,001～10,000,000円		(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円
10,000,001円～		(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

## ●所得から差し引かれる金額

(下記の控除額は市・県民税における控除額です。所得税とは異なります。)

社会保険料控除	前年中に申告者や、生計を一にする配偶者及びその他の親族の社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、農業者年金、雇用保険など)を支払った場合、その金額が控除されます。(金額が確認できるものが必要です)
小規模企業共済等掛金控除	前年中に申告者が支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金または心身障害者扶養共済掛金の金額が控除されます。(領収書または証明書が必要)

<p><b>生命保険料控除</b></p>	<p>前年中に申告者や、生計を一にする配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険料等や介護医療保険料（配当金や割戻金は差し引く）、また、申告者や配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った場合、次の算式により控除されます。（控除証明書が必要です）</p> <p>平成23年12月31日以前に契約締結したもの 平成24年1月1日以降に契約締結したもの</p> <table border="1" data-bbox="292 168 842 297"> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>0～15,000円</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円（限度額）</td> </tr> </table> <p>※ 一般・年金あわせて70,000円が限度 なお、新契約と旧契約の両方がある場合は、次のいずれかの算定方法のうち有利な方を選択し控除します。</p> <p>a. 新契約のみで計算した金額（限度額28,000円）/b. 旧契約のみで計算した金額（限度額35,000円）/c. 新契約と旧契約それぞれで計算した金額の合計額（限度額28,000円）</p> <table border="1" data-bbox="882 168 1449 297"> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>0～12,000円</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円（限度額）</td> </tr> </table> <p>※ 一般・年金・介護医療あわせて70,000円が限度</p>	支払保険料	控除額	0～15,000円	支払金額全額	15,001～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	40,001～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円～	35,000円（限度額）	支払保険料	控除額	0～12,000円	支払金額全額	12,001～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	32,001～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円～	28,000円（限度額）																																																														
支払保険料	控除額																																																																																		
0～15,000円	支払金額全額																																																																																		
15,001～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																																																																																		
40,001～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																																																																																		
70,001円～	35,000円（限度額）																																																																																		
支払保険料	控除額																																																																																		
0～12,000円	支払金額全額																																																																																		
12,001～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																																																																																		
32,001～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																																																																																		
56,001円～	28,000円（限度額）																																																																																		
<p><b>地震保険料控除</b></p>	<p>前年中に申告者が一定の地震保険契約等の保険料を支払った場合。ただし、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用します。（控除証明書が必要です）</p> <p>※長期保険料控除は、平成18年末までに締結したもので保険期間が10年以上かつ満期返戻金のあるものに限られます。</p> <p>※地震保険料と旧長期損害保険料の2種類がある場合、両方の合計限度額は25,000円になります。</p> <table border="1" data-bbox="276 517 1513 622"> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <td colspan="2">その年中に支払った地震保険料の金額の1/2 （限度額25,000円）</td> <td>0～5,000円</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>5,001～15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>15,001円～</td> <td>10,000円（限度額）</td> </tr> </table>	地震保険料		旧長期損害保険料		その年中に支払った地震保険料の金額の1/2 （限度額25,000円）		0～5,000円	支払金額全額			5,001～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			15,001円～	10,000円（限度額）																																																																		
地震保険料		旧長期損害保険料																																																																																	
その年中に支払った地震保険料の金額の1/2 （限度額25,000円）		0～5,000円	支払金額全額																																																																																
		5,001～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円																																																																																
		15,001円～	10,000円（限度額）																																																																																
<p><b>寄附金控除</b></p>	<p>(1) 都道府県、市区町村に対する前年中の寄附金（ふるさと納税）…①と②の合計額が市・県民税額から控除されます。（受領証明書等が必要です） ①（寄附金額-2,000円）×10% ②（寄附金額-2,000円）×（90%-所得税の限界税率） ※市・県民税の所得割の二割が限度となります。</p> <p>(2) 地方公共団体以外で市・県民税の寄附金控除の対象となる都道府県共同募金会や、日本赤十字社の支部等に対する寄附金…以下の金額が市・県民税額から控除されます。（受領証明書等が必要です） （寄附金合計金額-2,000円）×10%（市民税…6%、県民税…4%） ※寄附金控除の対象限度額は総所得金額の30%です。</p>																																																																																		
<p><b>ひとり親控除 寡婦控除</b></p>	<p>婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有するひとり親に対して、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます（合計所得金額500万円以下）。ただし、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある場合は対象外です。</p> <p>上記以外の寡婦については、「寡婦控除」（控除額26万円）が適用されます。</p> <table border="1" data-bbox="276 862 1369 992"> <tr> <th rowspan="5">本人が女性</th> <th colspan="2">配偶者関係</th> <th colspan="2">死別</th> <th colspan="2">離別</th> <th colspan="2">未婚</th> </tr> <tr> <td colspan="2">本人合計所得（円）</td> <td>～500万円</td> <td>500万円超</td> <td>～500万円</td> <td>500万円超</td> <td>～500万円</td> <td>500万円超</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養親族：「子」有り</td> <td>30万円※1</td> <td>—</td> <td>30万円※1</td> <td>—</td> <td>30万円※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養親族：「子以外」有り</td> <td>26万円※2</td> <td>—</td> <td>26万円※2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養親族：無し</td> <td>26万円※2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="276 1014 1369 1144"> <tr> <th rowspan="5">本人が男性</th> <th colspan="2">配偶者関係</th> <th colspan="2">死別</th> <th colspan="2">離別</th> <th colspan="2">未婚</th> </tr> <tr> <td colspan="2">本人合計所得（円）</td> <td>～500万円</td> <td>500万円超</td> <td>～500万円</td> <td>500万円超</td> <td>～500万円</td> <td>500万円超</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養親族：「子」有り</td> <td>30万円※1</td> <td>—</td> <td>30万円※1</td> <td>—</td> <td>30万円※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養親族：「子以外」有り</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養親族：無し</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※1 ひとり親控除 ※2 寡婦控除</p>	本人が女性	配偶者関係		死別		離別		未婚		本人合計所得（円）		～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	扶養親族：「子」有り		30万円※1	—	30万円※1	—	30万円※1	—	扶養親族：「子以外」有り		26万円※2	—	26万円※2	—	—	—	扶養親族：無し		26万円※2	—	—	—	—	—	本人が男性	配偶者関係		死別		離別		未婚		本人合計所得（円）		～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	扶養親族：「子」有り		30万円※1	—	30万円※1	—	30万円※1	—	扶養親族：「子以外」有り		—	—	—	—	—	—	扶養親族：無し		—	—	—	—	—	—
本人が女性	配偶者関係		死別		離別		未婚																																																																												
	本人合計所得（円）		～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	500万円超																																																																											
	扶養親族：「子」有り		30万円※1	—	30万円※1	—	30万円※1	—																																																																											
	扶養親族：「子以外」有り		26万円※2	—	26万円※2	—	—	—																																																																											
	扶養親族：無し		26万円※2	—	—	—	—	—																																																																											
本人が男性	配偶者関係		死別		離別		未婚																																																																												
	本人合計所得（円）		～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	500万円超																																																																											
	扶養親族：「子」有り		30万円※1	—	30万円※1	—	30万円※1	—																																																																											
	扶養親族：「子以外」有り		—	—	—	—	—	—																																																																											
	扶養親族：無し		—	—	—	—	—	—																																																																											
<p><b>障害者控除</b></p>	<p>申告者、控除対象配偶者及び扶養親族が障害者のとき控除されます。特別障害者とは、重度の知的障害と判定された人、身体障害者手帳2級以上の人、常に就床を要し複雑な介護を受けている人などです。</p> <p>[普通障害者の控除額26万円、特別障害者の控除額30万円、同居特別障害者の控除額53万円]</p>																																																																																		
<p><b>勤労学生控除</b></p>	<p>申告者が学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつその所得金額のうち給与等所得以外の所得が10万円以下の場合に控除されます。（在学証明書が必要です）[控除額26万円]</p>																																																																																		
<p><b>配偶者控除 配偶者特別控除</b></p>	<p>申告者と生計を一にする配偶者がいる場合に、申告者と配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて下表のとおり配偶者控除額・配偶者特別控除額となります。</p> <table border="1" data-bbox="276 1400 1086 1780"> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">本人の所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>老人 ※昭和29年1月1日以前生まれ（70歳以上）</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配偶者特別控除</td> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> </tr> </table> <p>※ただし、次のいずれかに該当する場合は適用されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申告者の前年中の合計所得が1,000万円を超える場合</li> <li>配偶者が他の申告者の扶養親族である場合</li> <li>配偶者の前年中の合計所得金額が133万円を超える場合</li> <li>配偶者が事業専従者である場合</li> </ul> <div data-bbox="1102 1400 1501 1731" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>同一生計配偶者とは・・・</b> 申告者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下である人</p> <p>申告者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下（給与収入のみで103万円以下）の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養の人数に含まれます。</p> <p>また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、申告者の合計所得が1,000万円超であっても、障害者控除の対象となります。</p> </div>	種類	本人の所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	一般	33万円	22万円	老人 ※昭和29年1月1日以前生まれ（70歳以上）	38万円	26万円	配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円		130万円超133万円以下	3万円	2万円																																										
種類	本人の所得金額																																																																																		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																
配偶者控除	一般	33万円	22万円																																																																																
	老人 ※昭和29年1月1日以前生まれ（70歳以上）	38万円	26万円																																																																																
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円																																																																																
	100万円超105万円以下	31万円	21万円																																																																																
	105万円超110万円以下	26万円	18万円																																																																																
	110万円超115万円以下	21万円	14万円																																																																																
	115万円超120万円以下	16万円	11万円																																																																																
	120万円超125万円以下	11万円	8万円																																																																																
	125万円超130万円以下	6万円	4万円																																																																																
	130万円超133万円以下	3万円	2万円																																																																																
<p><b>扶養控除</b></p>	<p>申告者と生計を一にする配偶者以外の親族のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の人の分について控除されます（事業専従者は除く）。</p> <table border="1" data-bbox="276 1906 994 2152"> <tr> <th colspan="2">＜扶養控除額＞</th> </tr> <tr> <td>16歳未満の年少扶養親族 （平成20年1月2日以後生まれ）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>一般の扶養親族</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族 （平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ）</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 （昭和29年1月1日以前生まれ）</td> <td>同居老親等以外 同居老親</td> </tr> <tr> <td></td> <td>380,000円 450,000円</td> </tr> </table>	＜扶養控除額＞		16歳未満の年少扶養親族 （平成20年1月2日以後生まれ）	0円	一般の扶養親族	330,000円	特定扶養親族 （平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ）	450,000円	老人扶養親族 （昭和29年1月1日以前生まれ）	同居老親等以外 同居老親		380,000円 450,000円																																																																						
＜扶養控除額＞																																																																																			
16歳未満の年少扶養親族 （平成20年1月2日以後生まれ）	0円																																																																																		
一般の扶養親族	330,000円																																																																																		
特定扶養親族 （平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ）	450,000円																																																																																		
老人扶養親族 （昭和29年1月1日以前生まれ）	同居老親等以外 同居老親																																																																																		
	380,000円 450,000円																																																																																		

基礎控除	申告者の合計所得金額に応じて下表のとおり基礎控除額が適用されます。	
	合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	適用なし
雑損控除	前年中に申告者や、生計を一にする配偶者その他の家族が、災害や盗難等により家財、住宅、現金等に損害を受けた場合、「損害金額－保険金で補てんされる金額」(A)を基として計算した次のいずれか多い方の金額が控除されます。(警察や消防署などの証明書が必要です) [計算式] ①A－総所得金額等の合計額×10% ②Aのうち災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除 (セルフメディケーション税制)	前年中に申告者や、生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合、次の金額が控除になります。(医療費控除の明細書の提出が必要です) <b>※税額を軽減させるための控除であり、支払った医療費が戻るわけではありません。</b> (支払った医療費－保険金などで補てんされる額)－(総所得金額等の合計額の5%と10万円のいずれか少ない方の金額)＝控除額(最高限度額200万円) また、セルフメディケーション税制では、前年中に特定一般医薬品等購入費を支払った場合、次の金額が控除になります。 (支払った金額－保険金などで補てんされる額)－1万2千円＝控除額(最高限度額8万8千円) (健康保持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行ったことを証明するものとセルフメディケーション税制の明細書が必要です) <b>※現行の医療費控除と併せて受けることはできません。</b> セルフメディケーション税制を適用させたい場合は、医療費控除欄の区分に「1」を記入してください。	

## ●所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合。扶養控除の対象にはせず、所得金額調整控除のみ対象とする場合は、申告書裏面の「16 所得金額調整控除に関する事項」に該当する事項を記入してください。

- (1) 本人が特別障害者に該当する  
(2) 23歳未満の扶養親族を有する  
(3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

◆所得金額調整控除額＝{給与等の収入金額(1,000万円を限度)－850万円}×0.1

2. 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、両方の所得金額の合計額が10万円を超える場合。

◆所得金額調整控除額＝{給与所得(10万円を限度)＋公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)}－10万円

※1及び2の両方に該当する場合は、給与所得から1が控除された後に2が控除されます。

## 市・県民税の税率

(1) 所得割(税率10%)

	税率
市民税	6%
県民税	4%

(2) 均等割(6,000円)

市民税	3,000円
県民税	2,000円
森林環境税(国税)	1,000円

(所得金額－所得控除額)×税率(10%)－税額控除額

## 花巻税務署 申告会場について

- 所得税の確定申告は、3月15日(金)までです。(土・日・祝日を除きます。)  
○確定申告はスマホ・タブレット・パソコンでの作成・送信が便利です。ぜひ御自宅からe-Taxを御利用ください。  
○下記の会場開設期間は、花巻税務署内に作成会場を設置していません。  
○申告書作成会場内の混雑緩和のため、会場の入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合がありますので、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。  
○住宅借入金等特別控除を今回初めて受けようとする人、青色申告の人、マイホームを譲渡した人、繰越損失や雑損失を申告する人等は、北上市内の会場では受付できません。

【お問い合わせ先】花巻税務署 TEL 0198-23-3341 (代表)

開設期間	2月16日(金)から3月15日(金) 9時から16時
住所	花巻市文化会館 (住所: 花巻市若葉町三丁目16-22)
地図	<p>※花巻税務署の駐車場をご利用ください</p>